

金融機関等の支援を受け、経営力強化に取り組む中小企業の皆さんを応援します！

## 滋賀県制度融資のご案内 政策推進資金（経営力強化枠） 【経営力強化保証対応】

滋賀県では、中小企業の皆さんが国から認定を受けた支援機関と金融機関の支援を受けながら、事業計画を策定し、経営力の強化に取り組む際にご利用いただける融資制度を設けています。

資金用途 （※1）	事業計画の実施に必要な設備資金、運転資金、借換資金
融資対象者 （※2）	滋賀県内に事業所があり、6カ月以上継続して事業を営んでいる中小事業者で、金融機関および認定経営革新等支援機関の支援を受けつつ、自ら事業計画の策定ならびに計画の実行および進捗の報告を行う中小企業者等  ※認定経営革新等支援機関とは、中小企業の経営支援を行う専門機関（金融機関、税理士等）を国が認定する新たな制度です。 認定経営革新等支援機関の一覧は中小企業庁 HP でご覧いただけます。 <a href="https://www.chusho.meti.go.jp/keiei/kakushin/index.html">https://www.chusho.meti.go.jp/keiei/kakushin/index.html</a>
融資限度額 （※3）	8,000万円（ただし、借換資金については2億円）
融資利率 （※4）	年1.25%（ただし、借換については1.5%）
信用保証料 （※5）	年0.45%～1.15%
融資期間 （※6）	運転資金 5年以内（据置1年以内） 設備資金 7年以内（据置1年以内） 借換資金 10年以内（据置1年以内）
担保・保証人	信用保証協会の定めによる
受付機関	取扱金融機関
取扱金融機関	滋賀銀行、関西みらい銀行、大垣共立銀行、京都銀行、福井銀行 滋賀中央信用金庫、長浜信用金庫、湖東信用金庫、京都信用金庫 京都中央信用金庫、滋賀県信用組合、滋賀県民信用組合 商工組合中央金庫、京滋信用組合、近畿産業信用組合 滋賀県信用農業協同組合連合会
その他	融資を受けた事業者は四半期に1回、計画の実行状況を金融機関に報告していただきます。

- ※1 融資対象となる設備について、借入申込時に所要資金の30%以上の支払いがされていないこと。
- ※2 農林水産業、金融・保険業、公務（公的機関）、学校法人、政治・経済、文化団体、宗教等、滋賀県信用保証協会の保証の対象外業種を除きます。
- ※3 融資限度額の範囲内で、事業計画の実施に必要な資金に限ります。
- ※4 融資利率は、今後の金融情勢等により変更することがあります。
- ※5 有担保の場合は0.1%の割引があります。
- ※6 融資期間は1年以上となります。

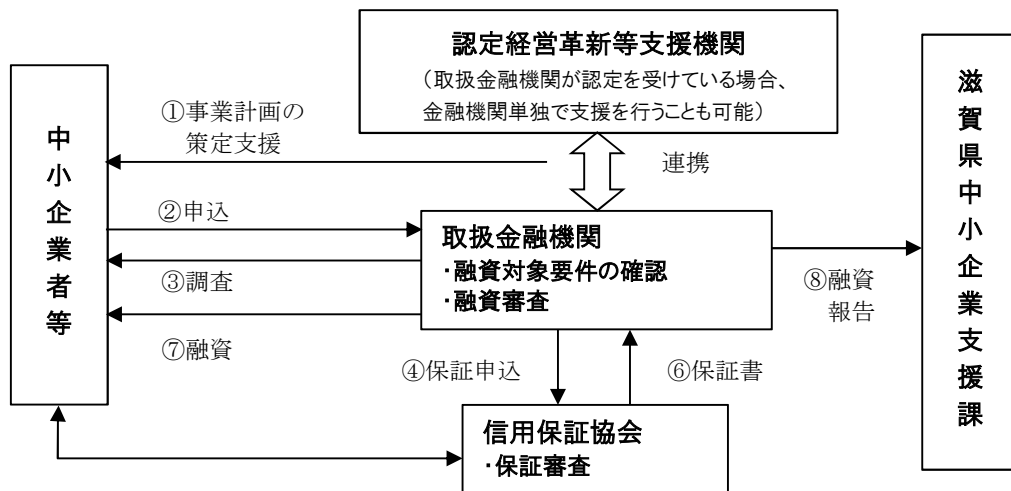
（特記事項）

上記資金の融資対象に該当しない場合でも、他の資金が活用できる場合があります。  
また、融資対象者であっても、金融機関や信用保証協会の審査により、ご希望に添えない場合があります。

令和4年4月1日現在

## 政策推進資金(経営力強化枠) 融資の流れ

融資を希望される場合は、取扱金融機関にご相談ください。



滋賀県では「滋賀県中小企業の活性化の推進に関する条例」を制定し、中小企業の活性化を推進しており、この事業も、条例に基づき実施される中小企業活性化施策の一つです。

## しが金融ホットライン



融資に関するご相談など  
中小企業の皆様の声をお聞きします！  
また、県の融資制度等について  
具体的な内容等をご説明します！

**電話番号：077-528-3732**

### ※留意事項

- 県が所管している融資制度等以外のご相談につきましては、内容に応じて、関係機関等を紹介させていただくことがあります。
- 苦情等につきましては、お聞きした内容を今後の対応に反映させていただくほか、必要に応じ、関係機関へ情報提供や他機関の紹介をさせていただくことがあります。  
なお、個別のトラブル等につきましては、あっせん・仲介・調停を行うことはできませんので、ご了承ください。

### お問い合わせ先

滋賀県 商工観光労働部 中小企業支援課 金融支援係

〒520-8577 大津市京町四丁目1番1号

TEL: 077-528-3732

FAX: 077-528-4871